

戸隠中学校では、スクールセクハラ防止のために、  
共通ルールを定め、全職員で取り組みます。

【共通ルール】

- (1) 児童・生徒と教室、研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放するか、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- (2) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
  - ・ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰も見えないようにする。
  - ・ドアに小窓が設置されていない部屋を使用する場合は、教頭が随時、使用状況等を確認する。
  - ・部屋を1人の教職員が管理しないよう鍵は複数化し一つを職員室で保管をする。
- (3) 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (4) 児童・生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (5) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童・生徒の撮影や録画をしない。
- (6) 教育目的外で児童・生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (7) わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じたりするときは、躊躇することなく、校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報相談窓口へ連絡をする。

児童・生徒や保護者向けの通信等には以下の一文を添え掲載する。

※ 自校のルールを守っていない場合は、校長等又は校内や校外の相談窓口へ連絡すること。

その他の留意事項

- 教師は児童・生徒に対して優位な立場にあることを踏まえ、どんな場合でも性的行為は一切許されない。
- 13歳未満の者へのわいせつ行為は、合意の有に関係なく刑法第178条の強制わいせつ罪にあたる。
- 児童・生徒は性的自己決定権が未熟であるため、同意があったとしても性的自己決定権の侵害にあたる。